

永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を次のように公布する。

令和8年3月25日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第6号

永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成19年永平寺町条例第22号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。